

## 内閣府設置法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 内閣府の所掌事務の一部改正

一 内閣府の所掌事務として、1から4を規定するものとする。

1 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

3 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

4 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

### 第二 総合科学技術・イノベーション会議関係

一 「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めるものとする。

二 総合科学技術・イノベーション会議の所掌事務として、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議することを規定するものとする。

三 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期を三年とするものとする。

四 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第三 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を規定するものとする。（附則第二条及び第三条関係）

三 所要の規定の整備を行うものとする。（附則第四条及び第五条関係）